

平成 20 年 3 月 13 日  
文 部 科 学 省

## 平成 20 年度社会教育調査についての検討状況

### 【論点 3 調査の新設】

#### 調査対象施設（生涯学習推進センター）の定義についての整理。

#### 1 生涯学習推進センター調査における調査対象の定義について修正する。

平成 20 年度社会教育調査における生涯学習センターの定義案

原 案	<p>地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下の事業の全部又は一部を行い、地方公共団体が条例で設置した施設。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること</li> <li>2 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること</li> <li>3 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること</li> <li>4 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること</li> <li>5 生涯学習の成果に対する評価に関すること</li> <li>6 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること</li> </ol> <p>なお、館の名称に「生涯学習（推進）」を含む施設を調査対象とする。 ただし、社会教育法第 21 条の規定に基づき設置された公民館は除く。</p> <p>事業は平成 2 年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」による</p>
修正案	<p>地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下の事業の全部又は一部を行い、地方公共団体が条例または要綱で設置した施設。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること</li> <li>2 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること</li> <li>3 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること</li> <li>4 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること</li> <li>5 生涯学習の成果に対する評価に関すること</li> <li>6 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること</li> </ol> <p>なお、<u>市（区）町村立の施設</u>については、名称に「<u>生涯学習</u>」を含む施設を調査対象とする。 ただし、社会教育法第 21 条の規定に基づき設置された公民館は除く。</p> <p>事業は平成 2 年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」による</p>

都道府県立のセンターには、センター機能を持ちながら「生涯学習」という名称を冠していない施設があるという指摘を踏まえ、都道府県立の施設は機能にのみに着目した定義とし、「生涯学習」という名称を条件としないこととした。他方、市町村立の施設については調査対象を特定するために外形的要件が必要であることから、名称に「生涯学習」を含む施設とするという条件を残すこととする。

## 2 調査及び調査対象の名称について「生涯学習推進センター」を「生涯学習センター」と改める。

「生涯学習推進センター」は慣例として都道府県立の施設を指す名称として使用されており、この調査名称をもって市町村立の施設を把握しようとする、調査対象を含む関係者に誤解を生じさせるおそれがある。また、平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」においても、「生涯学習センター」のうち都道府県を設置するものを「生涯学習推進センター」と位置づけていることから、「生涯学習センター」は「生涯学習推進センター」を包括する名称であると解釈することができる。そこで、社会教育調査においては都道府県立と市町村立の両方の施設を調査の対象とするため、調査及び調査客体の名称を「生涯学習センター」とすることとした。

平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(抄)

「生涯学習推進センター」について

地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めることについて援助を行うことも大切である。今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」(以下、「推進センター」という。)を設置することが必要と考えられる。

この「推進センター」は、その果たすべき機能や人々の学習活動圏の広がりにかんがみ、都道府県が設置し、次に掲げる事業を集中して行うことが適当である。

### 【論点5 調査事項の追加】

#### 施設の建築年・建築物の構造別の把握について

公民館等の社会教育施設は災害時の避難所に指定されていることも多いことから、その老朽化や耐震化への対応が課題となっているため、基礎データの把握が重要。

(参考1) 公立社会教育整備費補助金により建築された公民館等については、構造別に処分制限期間が規定されている。

補助事業により取得した財産の処分制限期間

・鉄筋コンクリート造	60年	・ブロック造	45年
・鉄骨造	40年	・木造	24年

(参考2) 他調査における施設の把握

【平成19年度学校基本調査(施設調査票)】(指定統計調査)

建物の構造別(木造、鉄筋コンクリート、鉄骨、その他)面積

【平成18年度住宅・土地統計調査】(指定統計調査)

建物の構造(木造、防火木造、鉄骨・鉄筋コンクリート、鉄骨、その他)

建築の時期

## 学級・講座の学習内容別区分の細分化及び記入様式について

### 【学習内容別区分について】

今回細分化する各項目は、国立教育政策研究所社会教育実践センターが平成14年度及び平成18年度に実施した「公民館における学級・講座等の実態に関する調査研究」の区分に基づく。

### 【調査票の記入様式について】

調査客体がコード表から該当する学習内容区分のコードを選択して調査票に記入する方式は、前述の国立教育政策研究所社会教育実践センターにおける調査においても同様の方式が採用されており、調査客体の回答実績がある。

## ボランティア活動状況について

### 【ボランティアの定義について】

社会教育調査では社会教育施設を活動の場とするボランティア活動を把握することを目的とする。

### 【(2) ボランティアに対する研修の有無について】

ボランティア活動状況(2)におけるボランティアに対する研修は、当該施設に登録したボランティアを対象とする研修である。また、当該施設が登録ボランティア対象に企画した研修を対象とし、「主催」「共催」「委託」等の別は問わない。

### 【(3) 活動の種類について】

項目は関係施設におけるボランティアの活動事例をもとに作成している。施設のうち図書館及び博物館については施設の専門性に対応した活動内容を設定しているが、公民館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習推進センターについては選択肢を統一し、施設横断的な比較ができるよう設計している。